

◆令和8年度納付金の県仮算定結果

資料 1

区分	項目	今回(R 8) 仮算定結果	前回(R 7) 仮算定結果	前回との差	増減比
医療給付 県全体の 必要額の 計算	①県全体の保険給付費必要額推計（前期高齢者調整後）	245,746,074,888	250,451,194,793	△ 4,705,119,905	-1.88%
	②加算するものの計（県から国への支出）	1,815,805,377	1,535,064,778	280,740,599	18.29%
	③減算するものの計（国から県への歳入）	111,318,770,335	116,475,140,014	△ 5,156,369,679	-4.43%
	④昨年度以前の剩余金充当額	2,604,408,667	0	2,604,408,667	皆増
	⑤県全体の必要額 ①+②-③-④	133,638,701,263	135,511,119,557	△ 1,872,418,294	-1.38%
↓ 市の必要額を、人数や所得水準により割り振り					
医療 給付 費分	⑥犬山市の納付金基礎額（医療給付分）	1,118,105,949	1,130,781,361	△ 12,675,412	-1.12%
	⑦審査支払手数料など、県全体で持つ経費の本市分（加算）	42,786,997	44,195,349	△ 1,408,352	-3.19%
	⑧国・県からの交付金の本市分（減算）	5,712,185	5,503,485	208,700	3.79%
	⑨医療分の納付金額 ⑥+⑦-⑧	1,155,180,761	1,169,473,225	△ 14,292,464	-1.22%
後期 支援 金分	⑩犬山市の納付金基礎額（後期高齢者支援分）	375,038,640	376,151,174	△ 1,112,534	-0.30%
	⑪後期高齢者支援分の納付金額	375,038,640	376,151,174	△ 1,112,534	-0.3%
介護 納付 金分	⑫犬山市の納付金基礎額（介護納付金分）	137,173,594	138,401,339	△ 1,227,745	-0.89%
	⑬介護納付金分の納付金額	137,173,594	138,401,339	△ 1,227,745	-0.9%
子ども 子育て 支援金分	⑭犬山市の納付金基礎額（子ども・子育て支援金分）	35,372,509		35,372,509	皆増
	⑮子ども・子育て支援分の納付金額	35,372,509	0	35,372,509	皆増
⑯県への納付金 総合計 ⑨+⑪+⑬+⑮		1,702,765,504	1,684,025,738	18,739,766	1.1%
※R7本算定額は1,703,914,222円					
⑰被保険者数（県による推計）		10,381	10,558	△ 177	-1.7%
⑱1人当たり納付金負担額		164,027	159,502	4,525	2.8%

◆保険税率を考える上での課税必要額の計算

資料 2

～令和8年度当初予算案における国保税課税必要額の計算～

(単位：円)

項目	基礎課税（医療）分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	従来分 小計	子ども・子育て支援金分	合 計
①納付金額（R8仮算定額）	1,155,180,761	375,038,640	137,173,594	1,667,392,995	35,372,509	1,702,765,504
<納付金に加え、市の国保事業運営に必要な経費（加算するもの）>						
②任意給付（出産育児一時金）	11,500,000			11,500,000		11,500,000
③任意給付（葬祭費）	4,150,000			4,150,000		4,150,000
④特定健診などの保健事業費	71,205,000			71,205,000		71,205,000
A:加算するものの合計	86,855,000			86,855,000		86,855,000
<市国保財政に収入されるもの（減額するもの）>						
⑤基盤安定繰入金 保険者支援分	66,182,000	25,557,000	8,837,000	100,576,000	2,619,000	103,195,000
⑥県からの特別交付金	61,485,000			61,485,000		61,485,000
⑦特定健診への国・県負担金	11,912,000			11,912,000		11,912,000
⑧滞納分保険税収納見込み額	36,951,000	15,644,000	5,869,000	58,464,000		58,464,000
⑨出産一時金繰入金	7,666,000			7,666,000		7,666,000
⑩保険財政安定化支援事業繰入金	19,252,000			19,252,000		19,252,000
⑪その他（法定外）繰入金 福祉医療減額分、特定健診分	82,099,000			82,099,000		82,099,000
B:減額するものの合計	285,547,000	41,201,000	14,706,000	341,454,000	2,619,000	344,073,000
⑫ 保険税収納必要額 ①+A-B	956,488,761	333,837,640	122,467,594	1,412,793,995	32,753,509	1,445,547,504
⑬予定収納率	94.50%	94.50%	94.50%	94.50%	94.50%	94.50%
⑭本来保険税として課税するべき総額 ⑫ ÷ ⑬ <軽減前の税額>	1,012,157,420	353,267,344	129,595,338	1,495,020,102	34,659,798	1,529,679,900
⑮基盤安定繰入金 保険税軽減分	129,460,000	49,612,000	18,065,000	197,137,000	4,833,000	201,970,000
⑯未就学児均等割軽減分	2,232,000			2,232,000		2,232,000
⑰産前産後被保険者軽減分	418,000					
⑲実際に課税するべき総額 ⑭-⑮-⑯-⑰	880,047,420	303,655,344	111,530,338	1,295,233,102	29,826,798	1,325,059,900

※①については8年度の仮算定額、②以降の数値はすべて、現在編成中の令和8年度予算案の現時点での額による。

◆税率改定 再検討シミュレーション（改）

（完全据え置き、子ども・子育て分の増分を他で減税）

資料3

（単位：円）

年度	税率改定	①従来分に必要な課税総額	②子ども・子育て支援金分	③本来必要な課税総額の計 ①+②	④予定収納率	⑤必要な収納総額 ③×④	⑥各年度に課税する総額 (=調定額)	⑦⑥の前年との差 (増加額)	⑧⑥の増税率 (前年比)	⑨各年度の収納総額 ⑥×④	⑩収納不足額 ⑤-⑨	⑪国保事業基金による補てん額
○第一次期間（愛知県が納付金ベースでの統一 ＜市町村間の医療費水準を反映させない＞までの期間）												
R8	R7のまま税率を据え置き、R8に被保険者が減った場合の試算							1,320,000,000				
	据置	1,296,000,000	30,000,000	1,326,000,000	94.5%	1,254,000,000	1,320,000,000	0	100.0%	1,247,000,000	7,000,000	7,000,000
R9	増税	1,355,000,000	41,000,000	1,396,000,000	94.5%	1,320,000,000	1,333,000,000	13,000,000	101.0%	1,259,000,000	61,000,000	61,000,000
R10	増税	1,416,000,000	55,000,000	1,471,000,000	94.5%	1,391,000,000	1,346,000,000	13,000,000	101.0%	1,272,000,000	119,000,000	119,000,000
R11	増税	1,480,000,000	55,000,000	1,535,000,000	94.5%	1,451,000,000	1,359,000,000	13,000,000	101.0%	1,285,000,000	166,000,000	166,000,000
										⑫使用基金 計 (R8～11)	353,000,000	
										⑬基金現在高(R7末予定)	411,036,000	
										⑭基金残高予定 ⑬-⑫	58,036,000	
各年度の増加率（推計）										4.5%		

◆令和8年度 保険税率改定（案）

資料4

課税区分	①犬山市 現行税率	②来年度 税率案	差 ②-①
基礎課税分 (医療保険分)	平等割（世帯割）	23,800	23,800
	均等割（被保険者割）	32,760	32,760
	所得割	7.70%	7.70% 0.00%
	賦課限度額	660,000	660,000
後期高齢者支援金分	平等割（世帯割）	8,640	7,800 -840
	均等割（被保険者割）	12,900	12,000 -900
	所得割	2.98%	2.50% -0.48%
	賦課限度額	260,000	260,000
介護納付金分 (40歳以上のみ)	平等割（世帯割）	7,000	7,000 0
	均等割（被保険者割）	12,900	13,000 100
	所得割	2.58%	2.40% -0.18%
	賦課限度額	170,000	170,000 0
子ども・子育て 支援金分	平等割（世帯割）	0	800 800
	均等割（被保険者割）	0	1,200 1,200
	18歳以上均等割	0	24 24
	所得割	0	0.26% 0.26%
	賦課限度額	0	0 0
総合計	平等割（世帯割）	39,440	-40
	均等割（被保険者割）	58,560	58,984 424
	所得割	13.26%	12.86% -0.40%
	賦課限度額	1,090,000	1,090,000 0
課税総額見込み (被保険者数推計による)	1,320,000,000	1,320,000,000	0
増加率			100.0%

※介護納付金分は、応能応益割合を1：1に近づけるため、見直しを行いました。
総課税額は変わらず、増減税はしていません。

※子ども・子育て支援金分の賦課限度は政令で示されていないため、ゼロとしています。

<参考>

応能（所得）：応益割合（医療分）	49.8% : 50.2%	51.0% : 49.0%
〃（全体）	50.0% : 50.0%	51.0% : 49.0%

(答申案)

資料 5

令和 年 月 日

犬山市長 原 欣 伸 様

犬山市国民健康保険運営協議会
会長 岡 村 千 里

犬山市国民健康保険税の税率改定について（答申）

令和7年8月5日付けで諮問がありましたこのことについて、別紙のとおり答申します。

答 申

本年度の協議会では、前委員からの申し送り事項である

- ① 保険税負担の上昇を抑えるため、国民健康保険事業基金で賄えない財源不足分については、期間を限り一般財源から補填する。
- ② 単年度での保険税負担上昇を 6 %程度に抑える。
- ③ 応能応益割合については、概ね 1 対 1 の割合を保つ。
- ④ 賦課限度額は、地方税法改正後、ただちに改定する。

の 4 点を土台としつつ、令和 8 年度から新たに課税が必要となる「子ども・子育て支援金分」を含めた税率改定について、改めて議論を重ねてきた。昨今の米価を始めとする諸物価の高騰等、市民生活への負担が増大する中、できる限り保険税負担の上昇は抑えるべきとの認識のもと、新たに示された数値を基にした協議結果に基づき、下記の 4 点を基本として税率等を改定するように答申する。

記

1. 令和 8 年度の税率改定においては、新制度である「子ども・子育て支援金分」の課税は実施するものの、従来の後期高齢者支援金分の税率を引き下げ、全体の税負担額については据え置きとする。
2. 愛知県が進める保険税負担平準化の第一段階終了年度である令和 11 年度までの 4 年間は、国民健康保険事業基金を最大限活用し、保険税負担の上昇を抑制する。
3. 賦課限度額は、法定限度額とする。税制改正等により法定の賦課限度額が改定された場合についても、速やかに改定する。
4. 応能応益割合については、中間所得者層への負担増を緩和する目的で、概ね「応能：応益 = 1 : 1」とする。

<税率等の改定参考値>

税区分		所得割	均等割額	18歳以上 均等割額	平等割額	賦課限度額
基礎課税 (医療) 分	改定前	7.75%	32,760円	—	23,800円	660,000円
	改定後	7.75%	32,760円	—	23,800円	660,000円
後期高齢者 支援分	改定前	2.98%	12,900円	—	8,640円	260,000円
	改定後	2.50%	12,000円	—	7,800円	260,000円
介護納付金 分	改定前	2.58%	12,900円	—	7,000円	170,000円
	改定後	2.40%	13,000円	—	7,000円	170,000円
子ども・子育 て納付金分	改定前					
	改定後	0.26%	1,200円	24円	800円	法定による